

旧石出小学校跡地利活用

オンラア未来会議と
契約を締結

町は、6月30日(火)にオンラア未来会議と旧石出小学校の跡地利活用に関する契約を締結しました。今後、5年間無償で貸し付けを行います。



オンラア未来会議
代表 柳堀裕太さん

東庄町は、自然や文化、食が豊かで、とても魅力のある町。その良さを知ってもらうため、今後は、スポーツや農業に関する体験教室やワークショップの開催、地域課題を話し合うなど、人やものがつながる場所を目指し、地元へ貢献していきたい。

TOKNOW発足式

7月4日(土)には、オンラア未来会議運営による旧石出小鍵受渡式と跡地を活用した施設「TOKNOW」の発足式が行われ、町から町長や議長らが出席しました。町長は「地域が一体となって活性化を進め、町も協力していきたい」とエールを送りました。



75歳になられた方へ

無料で歯科健診が
受診できます

千葉県後期高齢者医療広域連合では、前年度に75歳になった方を対象に歯科口腔健康診査を実施します。対象となる方には受診票を送付します。ぜひ受診しましょう。

対象

昭和19年4月2日から昭和20年4月1日生まれの方

期間

9月1日(火)から令和3年1月29日(金)まで

費用

無料(健診の結果、治療が必要になった場合は、費用がかかります)



受診方法

受診票に同封した協力機関一覧から、ご自身で予約し、受診してください。当日はマスクを着用して行きましょう。

町内実施機関

青野歯科診療所、岡野歯科医院、野沢歯科医院、グリーンデンタルクリニック(町外の歯科医院を希望する方はお問い合わせください)

問い合わせ・申し込み

町民課 国保年金係 ☎86-6071

ご寄付ありがとうございます

J Aかとりから
地元野菜の寄付

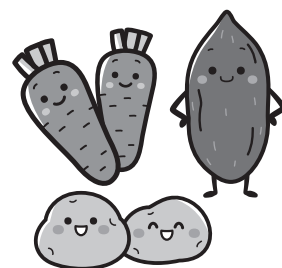


▲左からかとり農業協同組合常務理事・掛巣和好氏、代表理事組合長・武田好久氏

「地元の農産物を食べて、地産地消や農業への理解を深めてもらいたい」と、かとり農業協同組合(代表理事組合長・武田好久氏)から学校給食用に寄付をいただきました。

- ・にんじん 100kg
- ・じゃがいも 100kg
- ・さつまいも 60kg

6月に再開した学校給食の献立に取り入れ、子どもたちに届けています。

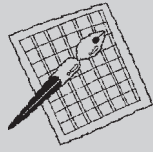


問い合わせ

教育課 学校教育係 ☎86-2311



町長日誌 (6月)



- 1日 北総育成園来訪
- 3日 庁議、課長会議、黒部川汚染防止対策協議会会計監査
- 7日 防災連絡会議
- 9日 議会本会議、全員協議会
- 15日 千葉県市町村職員共済組合理事會・互助会理事會・組合會(オークラ千葉ホテル)
- 17日 全国町村会正副会長會・理事會・政務調査會・各委員會(自治會館)



▲千葉県自治會館からテレビ會議に参加

- 18日 千葉県市町村會自治功勞町村長表彰授与(大多喜町・栄町)
- 23日 千葉県国保直營診療施設協會理事會(オークラ千葉ホテル)
- 25日 香取広域市町村圏事務組合議會議會全體協議會・本會議(山田公民館)
- 26日 千葉県土地改良團體連合會理事會(県土地改良會館)
- 30日 香取郡市市町會監査、旧石出小無償貸付契約の締結式、東庄町文化協會臨時總會

問い合わせ

町民課 国保年金係
☎6071

なお、届け出をせずに無断で保険証を使用した場合は、後日国民健康保険が負担した診療費を返金してもらうこととなりますのでご注意ください。

- 5 事故発生状況報告書
- 4 交通事故証明書(物件事故扱いの場合は人身事故証明書入手不能理由書も必要)
- 3 誓約書
- 2 念書
- 1 第三者の行為による傷病届(その1、その2)

交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、地方公共団体が運営する安心で有利な住民相互の共済制度です。年間700円の掛金で、交通事故にあった場合に最高150万円の見舞金が支給されます。この機会にご家族そろって加入しましょう。



共済期間

令和2年9月1日から令和3年8月31日までの1年間

見舞金対象の事故

原則として、自動車、オートバイ、自転車などによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行されたもの

見舞金の額

- ①死亡見舞金 150万円
- ②傷害見舞金
入院、通院実日数に応じて
2万円~50万円
- ③身障見舞金
身体障害等級1級または2級
で50万円
- ④交通遺児見舞金
1人につき10万円

問い合わせ・申し込み 総務課 庶務係 ☎86-6082

国保加入者の皆さまへ

交通事故などの治療前に

必ず届け出を!

国民健康保険に加入の方は、交通事故などにあつて受けた傷病の治療費を保険者である町に傷病届を出すことにより、国保の保険証を使って治療を受けることができます。これは、本来加害者が負担すべき治療費を保険者(町)が一時的に立替払いをするもので、後日、第三者である加害者に請求をする制度です。しかし、加害者から先に治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保での治療が受けられなくなる場合があります。

警察と町へ届け出を

交通事故等にあつたら警察署への